労秘第八一九号
昭和四年五月六日
警視総監 富田光雄

務大臣 望月圭介殿
社會局長官 殿
大阪神崎川兵庫糸商株式會社
東京地方裁判所検事正 殿

写

株式會社三越従業員ノ労働爭議ニ関スル件（一月五報）

會社側ハ引續キ態度強硬ニシテ爭議団側ノ気勢揚ラズ ユニベーター運轉手ハ統制乱レ五月五日ヨリ條件復職ス

五月五日現在ニ於ケル爭議団員ニ関スル印刷物ノ配布ナシ

爭議団員三名検束サル